

## 横浜市立東小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月 1 日策定  
令和 2 年 4 月 2 0 日改定

### I いじめ防止に向けた学校の考え方

#### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、  
「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### 2 いじめ防止等に向けての基本理念

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない安全・安心な学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の 5 つのポイントをあげる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。</li><li>②児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。</li><li>③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。</li><li>④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種関係機関や専門家と協力をして、解決にあたる。</li><li>⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。</li></ul> |
|---|

### II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

#### 1 組織の構成

○ いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

< 構成員 >

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、養護教諭  
\* 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

#### 2 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月下記の内容について開催する。また、いじめの疑いがある場合は直ちに開催する。

#### 3 委員会の活動内容

- ・ いじめの早期発見・防止に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響、いじめの問題に関する児童の理解を深めること。

- ・いじめに対して学校として組織的に対応し、会議録を作成・保管すること

### Ⅲ いじめの未然防止、早期発見、事案対処

#### 1 いじめの未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやり・支え合う雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員、一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は人間関係や学習環境を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ① 安心・安全で居心地のいい場所」づくりに努める。
  - ・人間関係のもととなる、「あいさつ・へんじ・くつそろえ（スーピタ）」、正しい言葉遣いが身につけられるように、家庭と協力して取り組む。
  - ・たてわり活動（掃除・集会・行事等）を積極的に取り入れ、他学年とのふれあいを通して、「思いやり・認め合い・支え合い」の心を育てる。具体的には、ふれあい縦割り活動 全校遠足 清掃 集会 音楽ステージ 百人一首など。
  - ・特設クラブ（野毛山節 タグラグビー）などともに体育的活動や文化的活動に取り組む。
- ② 児童一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
  - ・6年生をあこがれの存在としての位置づけ、6年生が下学年をリードする。実行委員が中心となり、行事・集会活動・体育活動を推進する。また総合的学習の時間で、上学年から下学年へ一年間の学びを伝える会を実施する。このような活動を通して、自己肯定感を高め、自尊感情を育む。
- ③ 友だちとつながる喜びを味わう活動
  - ・友だち委員会の活動を通して行う。友だち集会の開催、友だちに感謝の気持ちを表す「ありがとうの手紙」の交流。

#### 2 いじめの早期発見

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守る。日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や児童指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任・児童支援専任・養護教諭で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。実施月 7月 11月  
この結果は、個人面談の資料ともなる。保護者、児童と共有する。  
個人面談は7月は三者（担任 児童 保護者） 12月は二者（担任 保護者）で実施。

### 3 いじめに対する措置

- ① 日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を複数で行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### 4 いじめの解消

いじめの解消の要件にいたるまで、いじめ防止対策委員会が中心となり、児童の様子を細かく観察するとともに、指導を継続して行う。

#### 【いじめ解消の要件】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）やんでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

### 5 教職員等への研修

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修や児童理解研修等を定期的を実施する。

### 6 まちの懇話会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「まちの懇話会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 7 取り組みの年間計画

月	取り組み内容
4月	年度計画の確認 進級に伴う引継ぎ いじめの定義 児童理解全体会 入学式・保護者説明会等での基本方針説明
5月	家庭訪問 中学校ブロックでの情報交換
6月	YPアセスメント等によるクラスの状況の客観的把握 まちと共に歩む懇話会
7月	個人面談（三者） 生活アンケートの実施 横浜子ども会議
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 情報交換（夏休み中の児童情報など）
9月	夏休み明けの児童の様子に関する情報交換
10月	前期の欠席数に基づく情報交換
11月	いじめアンケート実施・集約
12月	人権週間、いじめ防止月間の取り組み 個人面談（二者） いじめ解決一斉キャンペーン
1月	YPアセスメント等によるクラスの状況の客観的把握
2月	年間反省・ふりかえり まちと共に歩む懇話会
3月	中学校ブロックでの話し合い 次年度計画策定

## IV 重大事態への対処

### （重大事態の定義）

いじめ防止対策第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」（同項第2号）とされている。

（報告） 重大事態と思われる案件（疑いを含む）が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

（調査・報告） 「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

（児童生徒・保護者への報告）

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

## V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等を見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを行い検討し、措置を講じる。